

消費生活用製品安全法等の一部を 改正する法律の概要

(海外事業者の規制対象化について)

令和7年8月

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ
製品安全課

消費生活用製品安全法等^(※)の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

・令和6年6月26日公布
・令和7年12月25日施行

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、
（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、
（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

（１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

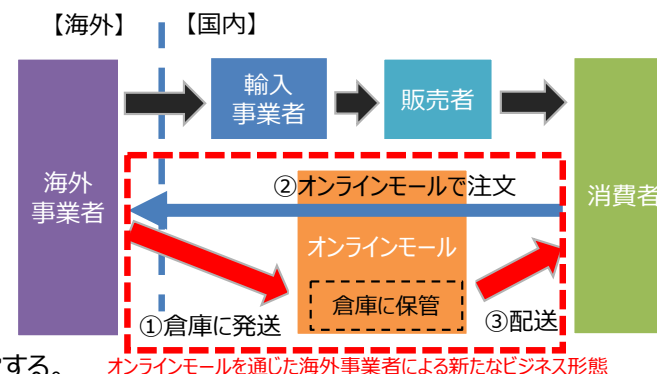
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等
（小部品が取れやすく、誤飲・窒息に至るおそれ）

マグネットセット・吸水ボール



② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、**製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合することを義務付け**。
- **製造・輸入事業者**は、技術基準に適合した製品に、自らPSマークを表示して販売。**販売事業者等**はPSマークの表示がない製品を販売してはならない。
- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生**を認知してから10日以内に消費者庁に**報告することが義務付け**られている。

製品安全 4 法とPSマーク対象品

消費生活用製品安全法（消安法）（13品目）



ライター、レーザーポインター等（3品目）



石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール 等（8品目）



乳幼児用ベッド（1品目）

令和6年12月に
2品目を追加



乳幼児用玩具（1品目）

電気用品安全法（電安法）（457品目）



コンセント、延長コード、ACアダプター、携帯発電機 等（116品目）



LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等（341品目）

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスふろバーナー 等（4品目）



ガスこんろ 等（4品目）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（17品目）



カートリッジガスこんろ、携帯液化石油ガス用バーナー 等（8品目）



一般ガスこんろ 等（9品目）

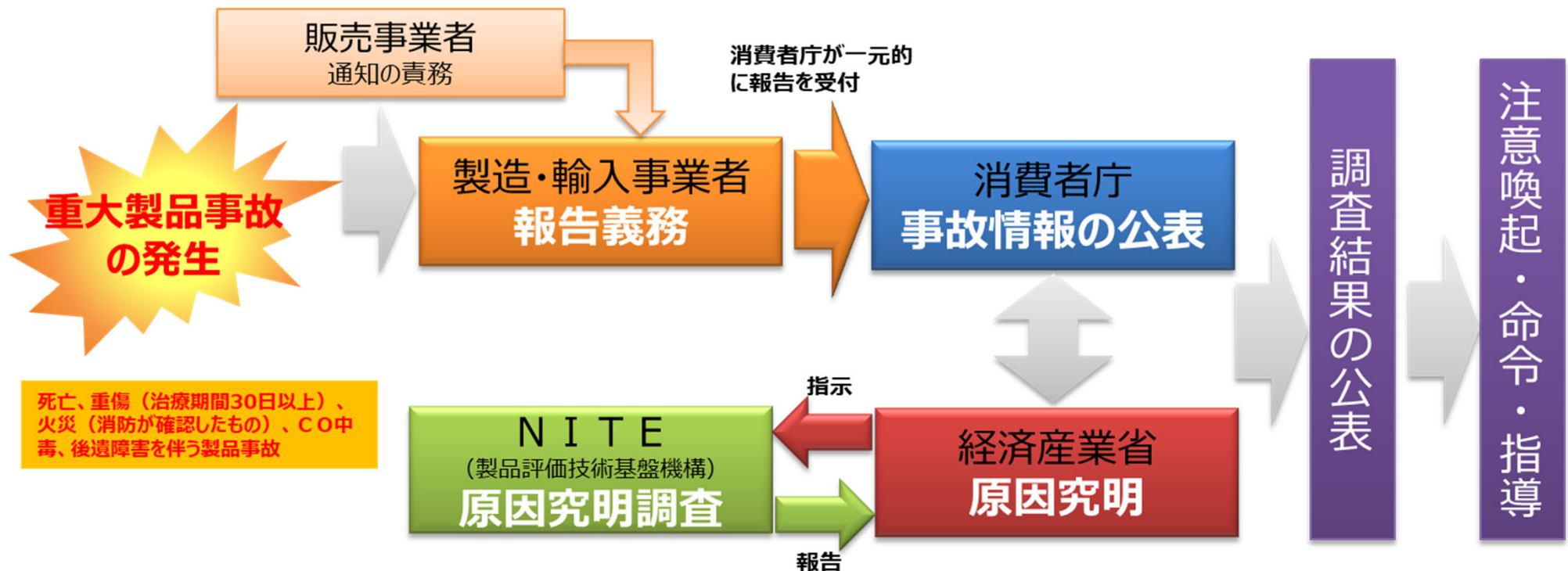
※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

※**子供PSCマーク**は、技術基準適合性を確認した上で、使用年齢基準に適合し、対象年齢を含む使用上の注意事項を表示すれば表示させることが可能。

重大製品事故報告・公表制度

- 製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられている。（消安法第35条）
- 販売事業者等が認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する責務がある。（消安法第34条第2項）
消費者庁は当該事故情報を迅速に公表。経済産業省は、NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に対して原因究明調査を指示。（消安法第36条）
- 調査結果は改めて公表し、注意喚起や命令・指導を行うことによって、再発防止を図る。
- 過去の教訓を踏まえ、2006年の法改正で導入された制度で、事故の再発防止のため極めて重要な制度。



※2009年9月より、重大製品事故情報の収集・公表を消費者庁が担当、事故原因究明等を経済産業省が主に担当。

(参考) 消費生活用製品安全法の概要

- 消費生活用製品安全法は、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、一般消費者の利益を保護する手段として、3つの制度を制定。

法の3本柱

1. PSCマーク制度

(特定の製品の製造、輸入及び販売を規制)



2. 長期使用製品安全点検制度

(経年劣化製品の適切な保守を促進)



3. 製品事故の報告・公表制度

(製品事故に関する情報の収集及び提供等)



nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

法の構成 (章・節)

第一章 総則

第二章 特定製品

- 第一節 基準並びに販売及び表示の制限
- 第二節 事業の届出等
- 第三節 検査機関の登録
- 第四節 国内登録検査機関
- 第五節 外国登録検査機関
- 第六節 危害防止命令等

第二章の二 特定保守製品等

- 第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等
- 第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備
- 第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供

第三章 製品事故等に関する措置

- 第一節 情報の収集及び提供の責務
- 第二節 重大製品事故の報告等
- 第三節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

(参考) 消費生活用製品安全法の体系

- 通達に示されている技術基準や使用年齢基準の解釈は、自らの方法で当該基準の規定を満足することを証明する以外の方法として、通達で定められた解釈を満足することで当該基準の要求を満足することを示すことが可能。
- 他方、通達に示されている解釈はあくまでも例示。基準を満足する技術的根拠があり、合理的、客観的な理由を製造・輸入事業者が自らの責任で説明できればよいことに留意。

法律

消費生活用製品安全法

消費生活用製品の製造・輸入・販売時（販売規制）、使用時（経年劣化対策）及び事故発生時（事故拡大防止）の各段階における規制内容等を規定。

（参考）電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、消費生活用製品の安全性確保に適用対象が特定された特別法。特別法の適用を受ける品目は、一般法（消費生活用製品安全法）に優先して特別法の規制が適用される。

政令

消費生活用製品安全法施行令

特定製品の指定、重大製品事故の定義、都道府県又は市が処理する事務、権限委任等を規定。

省令

消費生活用製品安全法施行規則

法令等違反行為を行った者の氏名等の公表方法、意見を述べる機会の供与等を規定。

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（技術基準省令）

特定製品・子供用特定製品の技術上の基準、子供用特定製品の使用年齢基準、型式の区分、検査設備等を規定。

特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則

国内管理人の定期報告、契約解除等の報告等を規定。

通達

消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について

特定製品・子供用特定製品の対象範囲、技術上の基準の解釈、子供用特定製品の使用年齢基準の解釈等を規定。

遵守事項（義務）

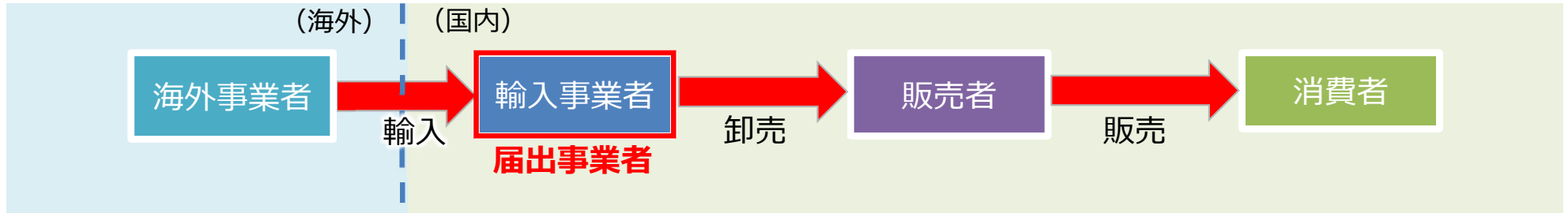
参照・指針（例示）

海外事業者の規制対象化について

新たな規制の対象者（特定輸入事業者）について

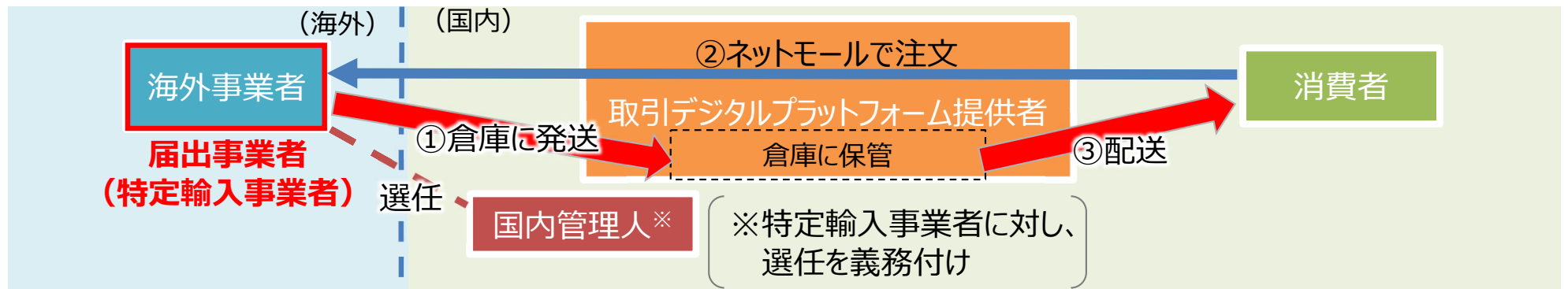
- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する**海外事業者**について、**特定輸入事業者**として、（現行の製造・輸入事業者と同様に）**届出を可能**とし、**技術基準への適合等を義務付けた**。

海外事業者が**輸入事業者**を介して消費者に製品を販売・配送

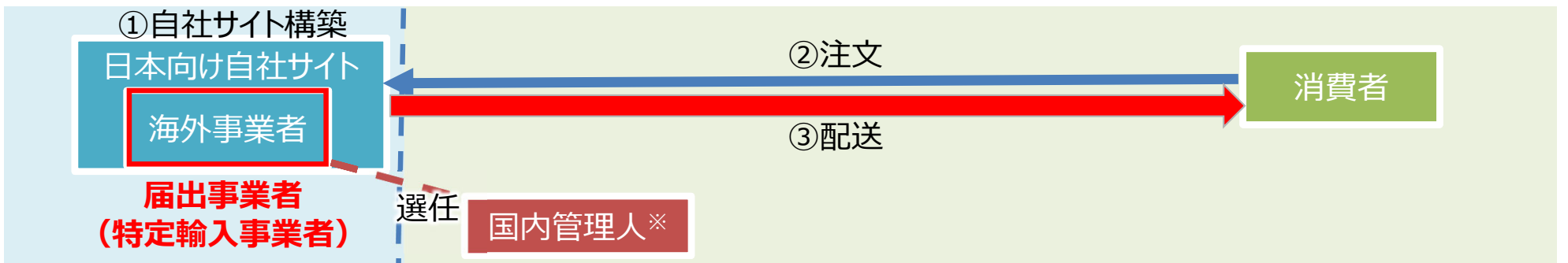


海外事業者が**直接**消費者に製品を販売・配送

<取引デジタルプラットフォーム提供者を介するケース>

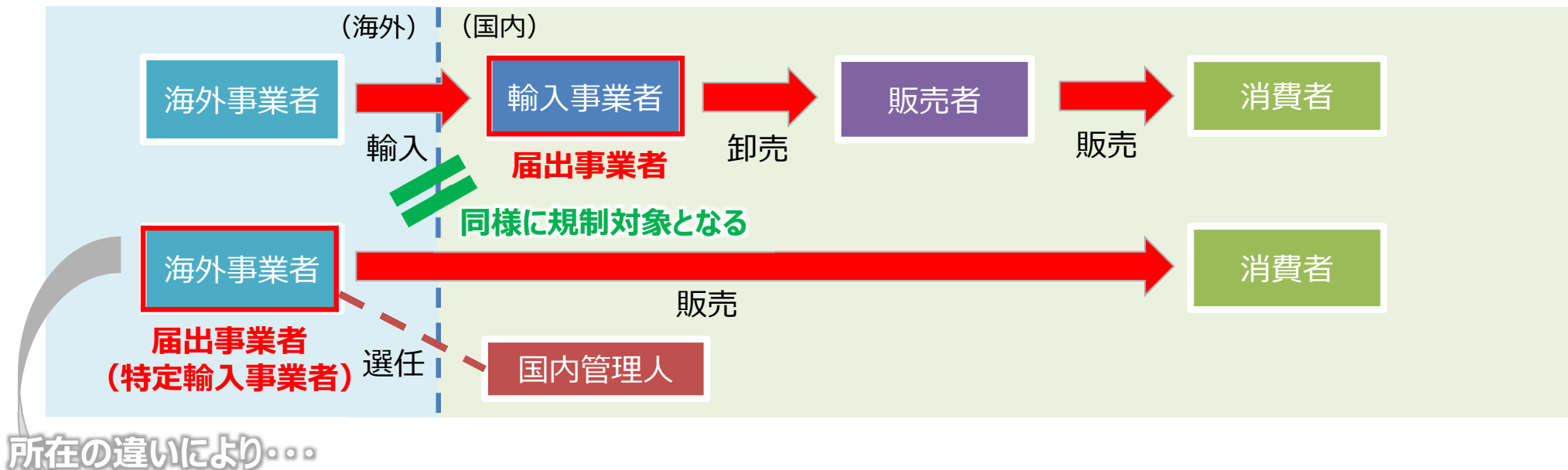


<自社サイトを構築しているケース>



特定輸入事業者と輸入事業者の違い

- 「特定輸入事業者」は、「輸入事業者」と同様に製品安全4法の規制対象となる。
- 規制の実効性を確保する観点から、以下の措置を講じる。
 - ✓ 国内管理人の選任
 - ✓ 取引DPF提供者に対する出品削除要請等の創設
 - ✓ 届出事項の公表制度の創設
 - ✓ 法令等違反行為者の公表制度の創設



<特定輸入事業者と輸入事業者で異なる手続き>

- 国内管理人の選任（法第6条第2号）
 - ▼ **選任した国内管理人に対して**
 - ✓ 自主検査記録の写しの提供（法第11条第3項）
 - ✓ （特別特定製品のみ）適合性証明書の写しの提供（法第12条第3項）

国内管理人への立入検査
等により国が迅速に確認し
危害の発生及び拡大を防止

国内管理人に係る義務

- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とするとともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。
- 特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、国内管理人に対し、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めるとともに、国内管理人の未選任状態を防止するため、特定輸入事業者との契約を解除する場合には事前に報告を求めることとした。

<義務>

- ① 検査記録の写し（特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも）の保存義務〔法第11条第3項（法第12条第3項後段）〕
 - ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務（法第40条、第41条、第42条）
- ※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用される。

<国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告を求める。
（報告事項）①届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス、②連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日前の日までに、申し出る必要がある。

特定輸入事業者を求める国内管理人の基準適合義務

- **特定輸入事業者**である届出事業者は、**選任する国内管理人が以下の基準に適合するようにしなければならない**、その適合を証する資料は届出の際に添付する必要がある。

<国内管理人の基準（技術基準省令第15条の2）>

- ① **日本に住所を有すること。**（国内管理人の登記事項証明書又は住民票の写し）
- ② 届出事業者から、法の規定により**主務大臣が行う処分**の通知等を受領する権限を付与されていること。（権限証明書）
- ③ **特定製品に関する法令の規定を遵守**するものであること。（誓約書）
- ④ **日本語による会話能力を有すること。**（誓約書）
- ⑤ 次の事項が定められた**契約関係**であること。（委託契約書の写し）
 - (i) 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - (ii) 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - (iii) ②（法の規定により主務大臣が行う処分通知等を受領する権限の付与）に関する事項
 - (iv) 検査記録の写し等の保存に関する事項
 - (v) 報告徴収等に関する事項
- ⑥ 国内管理人の業務の実施方法が適切なものであること。（誓約書）

<特定輸入事業者が製造・輸入事業の届出の際に必要な添付書類（技術基準省令第6条第2項）>

- ✓ 国内管理人の**登記事項証明書**（国内管理人が法人の場合）又は**住民票の写し**（国内管理人が個人の場合）
- ✓ **権限証明書**（様式第3の2） ※国内管理人に、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与したことを証する様式第3の2による書類
- ✓ **委託契約書の写し** ※技術基準省令第15条の2第5号の委託契約に係る契約書その他これらに準ずる書類若しくはこれらに相当する書類又はその写し（日本語又は英語で記載したものに限る。）
 - ー委託契約には少なくとも次の内容が記載されている必要があります。
 - ① 経済産業大臣との連絡体制に関する事項
 - ② 届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項
 - ③ 届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項
 - ④ 検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項
 - ⑤ 報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項
- ✓ **誓約書**（様式第3の3） ※国内管理人が第15条の2各号の基準に適合する者であることを誓約する様式第3の3による書類

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

（参考）委託契約書の記載例

（※記載例を青字で表示。甲が特定輸入事業者、乙が国内管理人）

①経済産業大臣との連絡体制に関する事項（技術基準省令第15条の2第5号イ）

第〇条 甲及び乙は、それぞれ住所及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）を変更したときは、遅滞なくその旨を相手方及び経済産業省に通知しなければならない。

2 甲及び乙は、以下のメールアドレスを用いて、1 か月に1 回を目途に本件業務に関する定期的な連絡を行うこととする。ただし、本件業務に関して重大な事象が生じた場合はこの限りでない。

甲の電話番号：

甲のメールアドレス：

乙の電話番号：

乙のメールアドレス：

3 甲及び乙は、以下の電話番号を緊急連絡先として指定し、経済産業省の求めがあった場合又は有事の際には速やかに連絡を取り合うものとする。

甲の緊急連絡先：

乙の緊急連絡先：

第〇条 本件特定製品について監督官庁から問合せがあった場合、原則として乙が対応するものとする。

2 乙は監督官庁から問合せがあった場合には、直ちに甲に通知し、必要な情報を直ちに収集し、監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は乙から監督官庁から問合せがあった旨の報告を受けた際は、直ちに必要な情報を乙に提供するとともに、必要に応じて甲自らが監督官庁とやり取りしなければならない。

②届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項（同条同号ロ）

第〇条 甲及び乙は、国内又は海外において本件特定製品について事故が生じたことを知ったときは、相手方に報告するとともに、監督官庁に報告し、対応方針の相談をするものとする。

2 甲及び乙は、本件特定製品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、直ちに相手方及び監督官庁に報告しなければならない。

3 甲は、本件特定製品の欠陥に起因して、第三者の生命、身体若しくは財産に損害を与えた場合又はそのおそれのある場合は、本件製品の欠陥の原因の究明及び除去並びに損害発生の防止のために必要な措置をとらなければならない。この場合において、乙は当該措置に協力しなければならず、監督官庁との協議を行うほかその解決のために真摯に対応するものとする。

③届出事業者から国内管理人に対する、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限の付与に関する事項（同条同号ハ）

第〇条 甲は、乙に対し、消安法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び消費生活用製品安全法施行規則第2条の3の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与する。

④検査記録や適合性証明書の写しの提供及び保存に関する事項（同条同号ニ）

第〇条 甲は、乙に対して、甲の輸入に係る前項の本件特定製品の検査記録の写し（本件特定製品が特別特定製品の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を提供しなければならない。

2 乙は、次条第3項の規定に基づき甲から提供を受けた検査記録の写し（本件特定製品が特別特定製品の場合には、検査記録の写しのほか、適合性検査に係る証明書又は適合同等証明書の写し）を保存しなければならない。

3 乙は、検査記録又は適合性検査に係る証明書若しくは適合同等証明書の写しについて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存するものとする。

⑤報告徴収、立入検査及び製品の提出に関する事項（同条同号ホ）

第〇条 乙は、消安法第40条第1項及び特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則の各条項に基づいて、必要な事項を適時に経済産業省に報告しなければならない。

2 甲は、乙からの求めがある場合には、本件特定製品の型式、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに本件特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項その他本件特定製品の輸入の業務に関する甲の業務に関する事項（消安法第6条第5号の損害賠償措置に関する事項を含む。）に関して、遅滞なく乙に報告しなければならない。

3 甲は、乙に対する立入検査の実施日において、乙又は経済産業省若しくは独立行政法人製品評価技術基盤機構と適時に連絡がとれるようにしておかななければならない。

4 甲は、甲又は乙が消安法第42条第1項に基づく消費生活用製品の提出を命じられた場合には、その提出に協力しなければならない。

国内にいる代理人からの届出

- 事業開始に当たっては、特定輸入事業者自身が届出を行うことが原則。
- また、行政書士法に基づくと、行政書士以外の者が業として代理で書類の作成を行うことはできない。
- 他方、「業として」ではなく（無償で）、「委任状」や「同意書」等で代理性がある場合には、代理による届出も認められる。

想定される主な手続き（消費生活用製品安全法の例）

- ・第6条 特定製品の製造・輸入事業の届出
- ・第8条 特定製品の製造・輸入事業の変更届出
- ・第9条 特定製品の製造・輸入事業の廃止届出

（参考）行政書士法

（業務の制限）

第十九条 **行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。**ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

各種届出の電子申請手続について

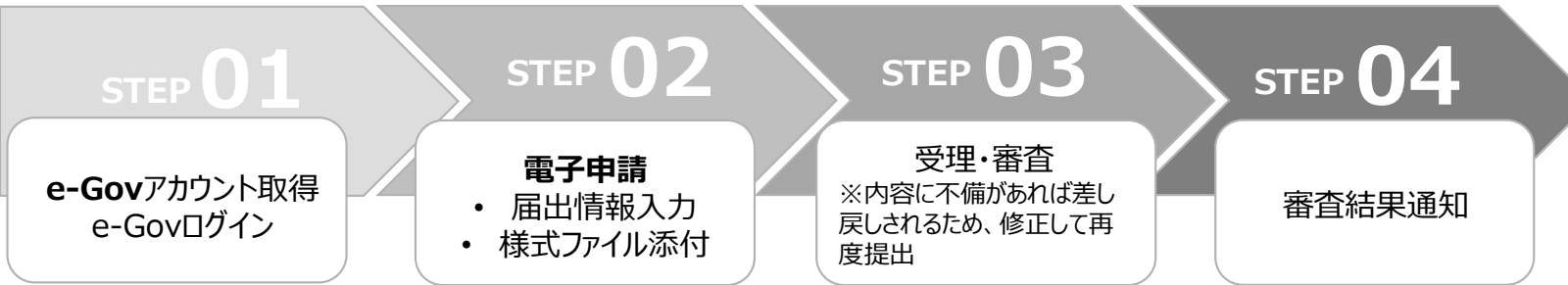
- 製品安全4法における各種届出の電子申請について、海外事業者も利用可能にするべくシステム構築中。
- 電子申請の手続きを行う際には、以下の3種類のいずれかにて手続きを行うことを想定。
 - ①海外事業者によるe-Govを通じた電子申請
 - ②海外事業者によるメール等を用いた電子申請
 - ③日本国内の代理人による保安ネットを通じた代行申請

①e-Gov電子申請の場合

e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>



海外事業者



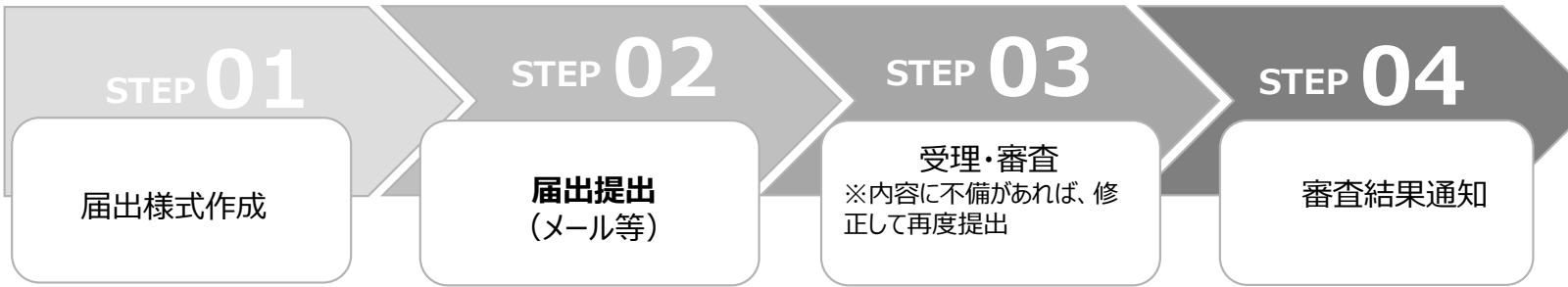
届出完了

②メール等を用いた場合

提出先：経済産業局又は経済産業省製品安全課



海外事業者



届出完了

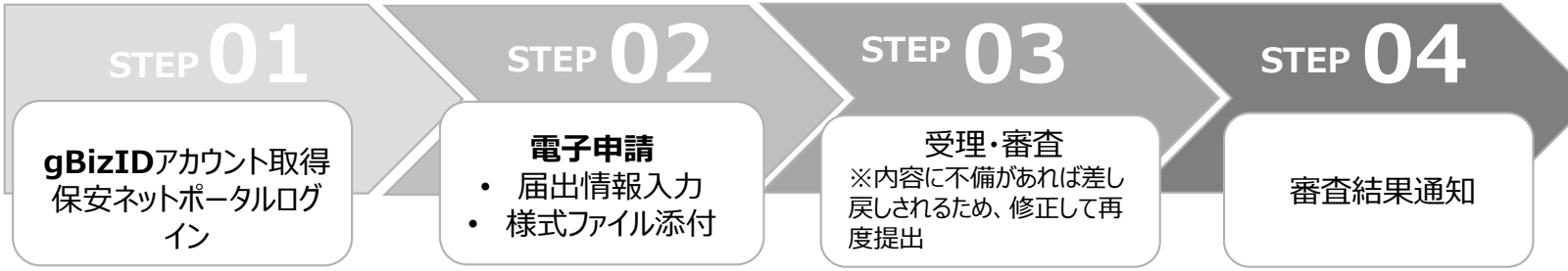
③保安ネットの場合（代行申請）

保安ネット : <https://gbiz-id.go.jp/oauth/login>



海外事業者

日本国内の代理人



届出完了

取引DPF（デジタルプラットフォーム）提供者の範囲及び責任

- 製品安全 4 法の対象となる取引DPFは、インターネットモール又はインターネットオークションを想定。取引DPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、日本の消費者向けに取引の場を提供しているかで判断。
- 「日本の消費者向けに取引の場を提供しているか」については、日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断。
- 国は、取引DPFを利用する一般消費者への危害発生のおそれがある場合に、出品削除に係る要請ができる規定を創設。また、取引DPF提供者に対し、以下の責務を規定。

<取引DPF提供者の責務等>

（要請）

- 危害防止要請（出品削除等に係る要請）に係る必要な措置（法第32条の3、第39条の2）

（責務）

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力（法第32条の2、第38条第3項）
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力（法第38条第2項）
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力（法第34条第2項）
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知（法第34条第4項）

スケジュール

令和 6 年 6 月 26 日	改正製品安全 4 法公布
令和 6 年 12 月 13 日	整備政令公布（子供用特定製品の指定等）
令和 7 年 1 月 31 日	整備省令公布（子供用特定製品の技術基準等）
令和 7 年 2 月 20 日	特定製品の運用解釈通達通知（乳幼児用玩具の範囲等）
（今後の予定）	
令和 7 年 9 月 25 日	乳幼児用玩具の届出開始
令和 7 年 12 月 25 日	改正製品安全 4 法施行
	→海外事業者の規制開始、子供用特定製品の規制開始

よくあるご質問

<質問>	<回答>
この改正が6月26日に公布され、12月25日に施行された場合、販売中の商品に影響はありますか？私たち販売者は何をする必要がありますか？	改正法の施行後、PSマークを表示する必要のある製品について、デジタルプラットフォーム等を用いて直接日本の消費者へ販売する際には、経済産業省へ輸入事業を開始する旨を届出の必要があります。また、当該事業を実施するに当たって「国内管理人」を選任する必要があります。 また、販売中の商品への影響につきまして、乳幼児用玩具については、その輸入が完了する時点が改正法の施行日（2025年12月25日）よりも前のものについては規制が適用されません。そのため、施行日より前に、すでに輸入が完了し、店舗等に在庫品として保管されている乳幼児用玩具については、施行日後であっても、子供PSCマークの表示を行わずに販売することができます。 なお、今回のご説明の対象に含まれませんが、乳幼児用ベッドについては、改正法施行日以降はひし形子供PSCマークの表示が必要となりますが、2027年3月24日までは、従来のひし形PSCマークのみ表示された製品でも販売できます。

<質問>	<回答>
特定輸入事業者はどのような責任と義務を果たす必要がありますか？	製品安全4法における輸入事業者と同様に規制対象となります。具体的には、PSマークを表示する必要のある製品をデジタルプラットフォーム等を用いて直接日本の消費者へ販売する際に、PSマークの表示義務や技術基準への適合義務が生じ、さらに国内管理人を選任する必要があります。 また、販売した製品について事故が発生した際には、速やかに情報収集し、一般消費者へ情報提供するとともに必要に応じて、製品の回収や拡大防止措置をとる必要があります、重大製品事故が発生した際には、消費者庁へ報告する必要があります。